

相談支援体制の充実に向けた取組

1 地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の登録推進

本市では、令和4年8月1日付けで「大阪市地域生活支援拠点等整備要綱」を制定のうえ、同年11月から拠点等の登録を開始した。令和6年4月1日より、法令等の改正への対応及びより多くの事業者が拠点等の機能を担っていただけることを目的として、整備要綱を一部改正する。

この改正により、国の報酬告示における「複数の相談支援事業所等により一体的に管理運営を行う場合」の基準に合致するものとして届け出た複数事業所を、一括して拠点等として取り扱うことができるようになり、相談支援専門員が1人配置の事業所も登録ができるようになる。

拠点等の登録を行った場合には、所定の要件を満たすことで機能強化型基本報酬を算定できる。

拠点等の改正要綱とあわせ、拠点等の整備に係るわかりやすい資料を別途作成する予定

【参考】令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、複数事業所が協働で体制を確保する場合に機能強化型サービス利用支援費を算定できる要件が追加された。

➤運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

2 相談支援体制の強化につながる専門的研修の実施

本市では、相談支援事業所に向けた様々な研修を実施しているが、「障がい者相談支援研修センター」で実施している次の研修については、計画相談支援給付費における体制加算の対象となる研修である。

- ・ 自らの障がいや疾病の経験を活かしながら障がいのある人の支援を行うピアサポーター、及びピアサポーターの活用方法等を理解した事業所の管理者等を養成する「障がい者ピアサポート研修」
- ・ 精神障がいのある人の特性に応じた支援を提供できる従事者の養成に資する研修

今年度以降も、同様の研修を実施する際には、より質の高い相談支援が実施されることをめざして、相談支援事業所に周知予定。

3 相談支援専門員を増やすための取組

相談支援事業所に相談支援専門員が複数配置されることで、より質の高い相談支援を安定的に提供できることが期待できるため、令和5年度より、全ての相談支援事業所などに対し、事前に本市から推薦希望を募り、大阪府へ推薦する取組を行っている。

今後も、府の募集時期に合わせ、本市から相談支援事業所に対して推薦にかかる照会を行うこととし、相談支援専門員の増員等に向けた取組を行う。

4 指定特定相談支援事業所への主任相談支援専門員の配置

指定特定相談支援事業所に配置された主任相談支援専門員が、地域の相談支援体制における中核的な役割を果たし、地域づくり、人材育成、困難ケースへの対応に尽力いただけるよう、大阪府の実施する「主任相談支援専門員養成研修」における推薦対象を、令和5年度から、指定特定相談支援事業所で従事する相談支援専門員に拡大している。

今後も、府の募集時期に合わせ、本市から推薦にかかる照会を行うこととし、地域における相談体制の充実に協力いただけるよう、周知する。なお、主任相談支援専門員を配置し、所定の要件を満たした場合には「主任相談支援専門員配置加算」を算定できる。

5 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定の概要

令和6年度の報酬改定について、相談系サービスに係る内容を取りまとめ、別途資料を作成して事業者へ周知する予定
